

令和 6 年度 香取市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達法」という。）第 9 条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために定める。

2 方針の適用範囲

この方針は、香取市の全ての行政組織を対象とし、その組織で発注可能な物品等に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

障害者優先調達法第 2 条第 2 項各号に定める通り、次の施設を対象にする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する事業所。

ア 障害者支援施設（このうち生活介護、就労支援、就労継続を行うもの）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A・B 型）

(2) 障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により助成をうけている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

①障害者の雇用者数が 5 人以上

②障害者の割合が従業員の 20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者

イ 在宅就業支援団体

4 調達方針の担当部署

この方針の策定、管理及び運営は、福祉健康部社会福祉課障がい者支援班において行う。

5 調達対象品目

調達する物品、役務については分野を限定せず、調達の可能性について検討する。

(1) 物品の提供

- ア 食料品（農産物・加工食品）
- イ 繊維、皮、木工製品
- ウ その他製品

(2) 役務の提供

- ア 印刷、製本
- イ リサイクル事業
- ウ 建物、公園等の清掃管理
- エ その他役務

6 調達目標

調達目標は前年度の調達実績（別紙）を件数・金額ともに超えることを目標として、令和6年度の障害者就労施設等からの物品等調達目標金額は次の金額に定める。

調達目標金額：2,000,000円以上

7 調達目標及び実績の公表

- (1) 各年度における調達目標を定めた際には、市のホームページで速やかに公表するものとする。
- (2) 調達実績については翌年度に、市のホームページ等にて速やかに公表するものとする。